

令和4年度 随意契約結果一覧

課等名	契約の名称	契約年月日	契約の相手方	契約金額(円)	契約の相手方を選定した理由	摘要
後志総合振興局 森林室 森林整備課	立木販売事業 (第1001号)	令和4年4月5日	磯谷郡蘭越町蘭越町431番地 羊蹄林産協同組合	5,390,000	道有林野に所在する市町村又は道有林野の産物の搬出の経路に包括される地域に所在する、素材生産、製材、木工等を主たる業務とするものを組合員とする中小企業協同組合法(昭和24年6月1日法律181号)に基づく事業協同組合に、その育成強化を図る必要がある場合において、その資源として産物を販売するとき。 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 北海道財務規則運用方針第3節(随意契約)関係1項(19)	
後志総合振興局 森林室 森林整備課	立木販売事業 (第2101号)	令和4年4月27日	磯谷郡蘭越町蘭越町431番地 羊蹄林産協同組合	7,590,000	道有林野産物長期安定供給販売実施要領(平成29年3月29日道有林第1009号)に基づく協定による販売であり、協定の趣旨に最も適した者を選定していることから販売契約者に代替性はない。 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 北海道財務規則運用方針第3節(随意契約)関係1項(2)	
後志総合振興局 森林室 森林整備課	立木販売事業 (第1901号)	令和4年5月20日	磯谷郡蘭越町蘭越町431番地 羊蹄林産協同組合	1,870,000	道有林野に所在する市町村又は道有林野の産物の搬出の経路に包括される地域に所在する、素材生産、製材、木工等を主たる業務とするものを組合員とする中小企業協同組合法(昭和24年6月1日法律181号)に基づく事業協同組合に、その育成強化を図る必要がある場合において、その資源として産物を販売するとき。 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 北海道財務規則運用方針第3節(随意契約)関係1項(19)	
後志総合振興局 森林室 森林整備課	副産物(土石) 販売事業 (第3005号)	令和4年7月4日	磯谷郡蘭越町蘭越町514番地2 室野建設工業株式会社	15,950,000	単独の買受申込によって販売を決定することから、他に変わる販売先がない。 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 北海道財務規則運用方針第3節(随意契約)関係1項(2)	
後志総合振興局 森林室 森林整備課	立木販売事業 (第1002号)	令和4年7月26日	磯谷郡蘭越町蘭越町431番地 羊蹄林産協同組合	1,760,000	道有林野に所在する市町村又は道有林野の産物の搬出の経路に包括される地域に所在する、素材生産、製材、木工等を主たる業務とするものを組合員とする中小企業協同組合法(昭和24年6月1日法律181号)に基づく事業協同組合に、その育成強化を図る必要がある場合において、その資源として産物を販売するとき。 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 北海道財務規則運用方針第3節(随意契約)関係1項(19)	
後志総合振興局 森林室 森林整備課	立木販売事業 (第2201号)	令和4年10月13日	磯谷郡蘭越町蘭越町431番地 羊蹄林産協同組合	1,870,000	道有林野伐採・造林複合協定型森林整備事業実施要領(令和4年3月30日道有林第1792号)に基づく協定による販売であり、協定の趣旨に最も適した者を選定していることから販売契約者に代替性はない。 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 北海道財務規則運用方針第3節(随意契約)関係1項(2)	